令和９年度 京都大学 CF プロジェクト奨学金（予約採用）
募集要項

CF プロジェクト：Create the Future Project

１．趣旨・目的

京都大学 CF プロジェクトは、建築家の安藤忠雄氏や株式会社ニトリホールディングスをはじめとする個人や企業からの御賛同とご支援をいただき、立ち上がったプロジェクトです。

CF プロジェクトでは、民間からの寄附金による人材育成基金により、京都大学での多様な分野の優秀な次世代研究者の育成を支援していきます。向学心に富み強い創造心や研究意欲をもつ学生が、経済的理由などでその志を途中であきらめなくてすむようにすることが、CF プロジェクトの目的です。

２．出願資格等

令和９年４月からの奨学金受給を希望する者で、次の（１）から（３）を満たす者

（１）本学の正規の教育課程に在籍の者。

（２）＜別表＞①募集時の学業基準を満たす者（６頁目参照)。

（３）＜別表＞④家計基準を満たす者（6 頁目参照）

ただし、次に該当する者は申請できません。

- 日本学術振興会の特別研究員（DC1､DC2）として研究奨励金の支給を受けている者。なお、特別研究員に申請中の者は、本奨学金に申請可能ですが、特別研究員に採用された場合は、本奨学金の受給資格を失います。
- 大学院教育支援機構 SPRING プログラム又は次世代 AI プログラム（以下「現行機構プログラム」という。)に採用されている者(現行機構プログラムとの重複はできません。)。なお､「京都大学 GROW プログラム【仮称】」(以下「「本プログラム」という。」に申請中の者は、本奨学金への申請は可能ですが、本プログラムに採用された場合は、本奨学金の受給資格を失うことになります。また、現行機構プログラム及び本プログラム支援期間に本奨学金が重複して支給されていた場合は、その間の本奨学金は返金いただくことになります。
- 申請時に休学している者及び令和９年度において休学を予定している者（ただし、休学理由が留学の者を除く)。
- 出願時または出願にかかる学期の開始前６ヶ月以内に京都大学通則第 32 条第１項（第 53 条及び第 53 条の 15 において準用する場合を含む）の規定による懲戒処分を受けている者及び処分中の者。

  なお、出願後、本奨学金の支給決定までの間に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効とします。
- 在学年数が修業年限を超えている者｡ただし､留学や病気等本人の責めに帰さない場合を除きます。

在留資格に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の学生は、在留資格等によって申し込みができない場合があります。

出願の際は、「在留資格」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。※1

＜申し込みが可能な在留資格＞※2

法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、家族滞在

※1 法定特別永住者及び永住者の者は、在留期間が記載されている書類の提出は必要ありません。

※2 各資料の詳細な条件は、日本学生支援機構奨学金の申し込み資格に準ずる。

３．奨学金給付額、支給期間

奨学金の給付額及び支給期間は以下のとおりです。

支給対象学生（区分）	出願対象学年	支給額、支援期間	採用予定者数 募集枠
4 年制の学部学生※1（3・4 年次）	令和 8 年 12 月現在、本学学部 2 年次に在籍の者で次年度も同課程 3 年次に在籍予定の者	月額：5 万円 年額：60 万円 期間：2 年間	65 名程度
6 年制の学部学生（4・5・6 年次）	令和 8 年 12 月現在、本学学部 3 年次に在籍の者で次年度も同課程 4 年次に在籍予定の者	月額：5 万円 年額：60 万円 期間： 3 年間	
修士※2・専門職学位課程学生※3	令和 8 年 12 月現在、本学学部の正規課程に在籍しており、次年度、本学大学院（修士・専門職学位課程）に進学予定の者※4	月額：10 万円 年額：120 万円 期間：最短修業年限まで	45 名程度 安藤忠雄＋ ｵﾌｨｼｬﾙｻﾎﾟｰﾀｰ chair 等
博士後期課程学生・博士課程学生（4 年）・一貫制博士課程学生（3 年次以上）	令和 8 年 12 月現在、本学学部・大学院の正規課程に在籍しており、次年度、本学博士後期課程、博士課程に進学予定の者※2 一貫制博士課程においては、本学に在籍しており、次年度博士後期課程の第 1 年次に相当する年次に在籍又は進学予定の者※4	月額：10 万円 年額：120 万円 期間：最短修業年限まで	10 名程度 安藤忠雄＋ ｵﾌｨｼｬﾙｻﾎﾟｰﾀｰ chair 等

※1　薬学部薬学科（6 年制）へ進級する場合は、３年次から５年次の３年間となります。

※2　修士課程には、一貫制博士課程（医学研究科、薬学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、及び総合生存学館）の１年次・２年次に在籍の者を含みます。なお、この場合の支給期間は一貫制博士課程の１年次・２年次となります。

なお、一貫制博士課程の学生が、３年次以降も本奨学金を希望する場合は、改めて一貫制博士課程学生（3 年次以上）を対象とする区分に申請する必要があります。

※3　法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の法学既修者枠に入学予定の者は、

法科大学院２年次に配属されますが、１年次に相当する者として出願することができます。

※4　進学予定の者には、既に入学試験を受験している者（本奨学金申請時に受験結果（合・否）が不明の者を含む）のほか、今後、入学試験を受験し進学を予定している者を含みます。

4. 申請から採用内定までの流れ

申込方法

希望者は、（１）「CF プロジェクト奨学金申請システム」によるウェブ申請、および（２）申込書類の提出（「CF プロジェクト奨学金申請システム」で作成した「CF プロジェクト奨学金申込書」および必要書類）によって申込み手続きを行ってください（片方の手続のみでは申込は完了しません）。

（１）「CF プロジェクト奨学金申請システム」によるウェブ申請

ウェブ申請期間：11 月 26 日（木）～12 月 4 日（金）

※ウェブ申請最終日の 12 月 4 日（金）までに確定し「CF プロジェクト奨学金申込書」を印刷してください。

※KULASIS（京都大学教務情報システム）のトップ画面－（画面右下）リンク集「CF プロジェクト奨学金申請システム」を選択してください。

（２）提出書類

提出期間：11 月 26 日（木）～12 月 10 日（木）17:00 まで（時間厳守・郵送必着）郵送可（郵送の場合は、レターパックや簡易書留等の追跡可能な郵送方法で**【問い合わせ先、申請窓口】**に記載の住所へ郵送してください）

※締切間近は、窓口が大変混み合いますので、早めの提出をお願いします。

必要書類	対象者	注意事項
①提出書類チェックシート	全員	
②CF プロジェクト奨学金申込書	全員	**※両面（長辺とじ）印刷したもの（必ず署名）** 申請システム確定後、「確定・印刷」ボタンから印刷できます
③家計支持者（父母）の収入に関する証明書（コピー）	全員	令和 7 年分（源泉徴収票、確定申告書等）　別紙を必ず読むこと
④家計支持者（父母）の市区町村県民税課税（所得）証明書または、非課税証明書（コピー）	全員	令和 8 年度（令和 7 年分） 所得と課税（非課税）が記載されていること **※無職でも必要**
⑤振込先口座の通帳（コピー） ※Web 通帳の場合は、キャッシュカードの写しではなく、Web の口座情報の画面を印刷（スクリーンショットでも可）	全員	申請者本人の振込先の口座情報（氏名、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号）が記載されている部分を提出すること
⑥身体障害者手帳等（コピー）	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合
⑦被災（り災）証明書（コピー）	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合
⑧最短修業年限超過者等に係る事由書	該当者	留学や病気等本人の責めに帰さない事由により、

		最短修業年限を超過（原級留置となった者を含む）している場合 病気を理由とする場合は、医師による診断書が必要。 **※上記に該当する場合は、奨学掛へ事由書を希望する旨の連絡をすること。**

※すべての提出物はA4用紙でご用意ください。また、ホッチキス止め等せずご提出ください。

※現課程の学業成績については、現所属学部・研究科より成績情報を取得します。

※①～⑤に不備・不足がある場合は、一切受け付けません。なお、⑥～⑧に不備・不足がある場合は、該当なしとみなします。また、**書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合は受け付けられませんので、必ずマイナンバー部分を隠してコピーしたものを提出**してください。

注）1．大学院生の独立生計は認められません。（原則、父母等の収入で申請してください。ただし、 父母等の年収より大学院生本人及び配偶者の年収が上回る場合は、別途、奨学掛までご相談ください。）

2．申込書類に不明な点がある場合は、事前に問い合わせてください。

3．申込時に不備がある場合は、原則受け付けませんが、提出期間中に不備を解消できた場合は、受け付けることがあります。

4．必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。

5．提出された書類は、いかなる理由があっても一切返却しません。

（3）奨学生採用内定

令和9年2月下旬頃に採用内定者を決定のうえ通知予定です。令和9年4月以降、所属学部・研究科より成績情報を取得し進学の確認をします。

（4）奨学生採用決定

令和9年4月以降、＜別表＞②採用決定時の学業基準（6頁目参照）に基づき、令和8年度後期分の成績を含め学業基準の確認を行い、採用者を決定します。

※採否結果に関する照会には一切回答することができません。

5. 採用後の手続き等

奨学金の支給は、受給者が指定する預貯金口座に毎月振込予定です。なお、採用決定の結果発表は、令和9年7月中旬を予定しており、4月以降当該年度の採用決定月までの奨学金（4月～7月分）は、当該年度初回振込時（7月下旬を予定）にまとめて支給します。

また、適格認定（家計及び学業）※は、支給期間中の各年度末に予定しています。

※適格認定(家計及び学業)について

本奨学金に採用された者は、支給期間中、毎年、年度末に実施予定の適格認定において、学業基準及び家計基準に関する判定を行い、基準を満たさない場合、支援を打ち切ります。

適格認定における基準については、家計基準は採用時の家計基準と同じです。

ただし、学業基準については、＜別表＞③適格認定時の学業基準（6 頁目参照）のとおりとします。

6. 注意事項等

（1）他奨学金との併給は可能です（ただし、併給不可の他奨学金を受給中の場合は除きます）。

（2）報告会等のイベントには必ず参加してください。また広報のため、その際に撮影した写真をホームページ等に掲載します。

（3）休学、退学等の異動があった場合は、以下の申請窓口にただちに申し出てください。

（4）奨学金振込後に休学した場合は、休学期間の月額に相当する奨学金支給を返納してもらうことがあります（支援休止）。ただし、休学の理由が留学の場合は、この限りではありません。また、支援休止の場合、支援期間内において復学しなかったときは、次年度の受給資格を失います。

※「休止届」「復活届」については、京都大学公式ホームページよりダウンロードしてください。

（5）次の場合は、受給資格を失います。

① 本奨学金の支援期間中に日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2）として採用された場合

② 本奨学金の支援期間中に京都大学 GROW プログラム【仮称】に採用された場合

③ 退学等により学籍を失った場合

④ 適格認定（家計及び学業）において、家計及び学業の認定基準を満たさない場合

⑤ 京都大学通則第 32 条第 1 項（第 53 条及び第 53 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による懲戒処分を受けた場合

⑥ その他奨学生として不適当であると認められる場合

※①～③に該当した場合は、直ちに学生支援課奨学掛まで申し出ること。

（6）提出書類における虚偽の記載やこの募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、受給した奨学金は返納する必要があります。

（7）京都大学同窓会向けサービス KUON（https://www.alumni.kyoto-u.ac.jp/）に登録し、同窓会活動にご協力お願いします。

【問い合わせ先、申請窓口】

学務部 学生支援課 奨学掛

住所：〒606-8501

京都市左京区吉田本町（総合研究 10 号館）

Tel:075-753-2495、2480、2481

E-mail:840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp



場所: 本部構内総合研究 10 号館 1 階 ※マップの 60 番の建物です。

＜別　表＞

①募集時の「学業基準」

募集区分	学業基準
4年制の学部学生（3・4年次）	令和9年3月時点で本学学部2年次に在籍の者は、所属学部2年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得する見込みであること。
6年制の学部学生（4・5・6年次）	令和9年3月時点で本学学部3年次に在籍の者は、所属学部3年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得する見込みであること。
修士・専門職学位課程学生	修士・専門職学位課程学生に進学予定の者。
博士後期課程学生・博士課程学生（4年）・一貫制博士課程学生（3年次以上）	博士後期課程学生・博士課程学生（4年）・一貫制博士課程学生（3年次以上）に進学予定の者。なお、一貫制博士課程学生（2年次）に在籍の者は、概ね修士修了相当の単位の修得が見込まれること。

②採用決定時の「学業基準」

採用内定区分	学業基準
4年制の学部学生（3・4年次）	所属学部2年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
6年制の学部学生（4・5・6年次）	所属学部3年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
修士・専門職学位課程学生	修士課程・専門職学位課程に進学したことをもって、学業基準を満たしたこととする。
博士後期課程学生・博士課程学生（4年）・一貫制博士課程学生（3年次以上）	博士後期課程学生・博士課程学生（4年）・一貫制博士課程学生（3年次以上）に進学したことをもって、学業基準を満たしたこととする。ただし、一貫制博士課程学生（3年次以上）に進学した者は、概ね修士修了相当の単位を修得していること。

③適格認定時の「学業基準」

採用区分	学業基準
4年制の学部学生（3・4年次）	所属学部3年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
6年制の学部学生（4・5・6年次）	5年次に進級する時は、所属学部4年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。 6年次に進級する時は、所属学部5年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
修士・専門職学位課程学生	所属大学院修士・専門職学位課程の修了に必要な単位数の概ね1／2以上の単位を修得していること。（ただし、本学法科大学院の学生の場合、2年次に進級する時は、修了に必要な単位数の概ね1／3以上の単位を修得していることとし、3年次に進級する時は、修了に必要な単位数の概ね2／3以上の単位を修得していること。）
博士後期課程学生・博士課程学生（4年）・一貫制博士課程学生（3年次以上）	所属大学院において、研究指導計画に基づき、順調に研究が進捗していると認められる者。

④「家計基準」

日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準※を満たす者。または、日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たす者に準じると本学が認めた者。（大学院生は学部生の日本学生支援機構第二種奨学金の基準と同様とする。）

家計基準は、生計維持者（原則父母）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額）が世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

※日本学生支援機構の家計基準は令和6年度学部生採用より算定方法が変更されたが、取得可能情報等の関係より従前の令和5年度算定方法を適用。

【日本学生支援機構第二種奨学金　年収・所得の上限額の目安（国公立大学）】

下表は、3人世帯及び4人世帯の年間の収入・所得の上限の目安です。収入基準額は、世帯構成や収入状況によって異なりますので、下表はあくまでも目安となります。

（単位：万円）

世帯人数	通学形態	給与所得者の世帯 ＜年間の収入金額＞	給与所得者以外の世帯 ＜年間の所得金額＞
3人	自宅	1,012	604
	自宅外	1,059	651
4人	自宅	1,096	688
	自宅外	1,143	735

【別紙】申込書類における証明書について

書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、受け付けられません。必ずマイナンバー（個人番号）部分を隠してコピーしたものを提出してください。

【家計支持者（父母等）の収入に関する証明書】

・下表から家計支持者（父母等）の所得の種類と該当する証明書はコピーまたは原本どちらを提出するかを確認してください。

・証明書の金額を CF プロジェクト奨学金申請システムの「給与」又は「給与以外」に金額を一万円未満切り捨てで入力してください。

（※令和８年分の収入見込で選考を行うため、令和７年分の収入証明書を提出していただきます。）

■所得の種類表

	所得種類	証明書類	種類
給与	給料・アルバイト	令和７年分給与所得の源泉徴収票 ※前年１月２日以降に転職・就職した者は、以下の特記事項参照	コピー
	前年１月２日以降に転職・就職をした場合	給与支給（予定）証明書（様式２）	原本
	年金 **※老齢・共済・遺族・障害・企業・個人等も含みます**	最新の年金受給額が分かるもの （最新の年金額改定通知書、年金証書、年金支払通知書など※募集要項 16～19 頁参照） （いずれも受給者名・金額が記載されていること） ※受給されている全ての年金について提出が必要です。 ※受給開始予定者は、年金見込額照会回答票など、試算結果がわかるものを提出してください。 ※源泉徴収票不可	コピー
	高年齢雇用継続給付金	高年齢雇用継続給付金決定通知書（氏名・受給金額が記載/直近４ヶ月分）	コピー
	失業給付金	雇用保険受給資格者証（第１～４面まで）	コピー
	傷病手当金	支払決定通知等の支給額が分かるもの	コピー
	児童扶養手当	児童扶養手当証書等支給額が分かるもの	コピー
給与以外	個人経営・農林水産業 自由業・営業・不動産・ 配当・その他等	確定申告書〈第一表・第二表〉受付印にかわるもの要提出（令和７年分） ※令和７年１月から受付印について変更あり【次頁の※受付印についてを参照してください ※確定申告書の第２表「所得の内訳」欄に「別紙のとおり」と記載がある場合は、別紙（「所得の内訳書」）を提出してください。 ※給与収入がある場合は、源泉徴収票の提出も必要	コピー
	起業・開業等をした場合	収支内訳（見込）申告書（様式３）と帳簿のコピーなど計算の根拠になる書類	原本 帳簿はコピー
	祖父母等からの援助金	援助の年額証明（様式自由、原則援助者作成）	原本
	生活保護扶助費	保護決定（変更）通知（１ヶ月の受給金額記載）	コピー
	養育費	養育費の年額証明（様式自由、原則養育費を受け取っている父又は母が作成。作成日、作成者氏名、押印要。）	原本
無収入		無職・無収入にかかる申立書（様式１） ※専業主婦なども本様式の提出は必須。	原本

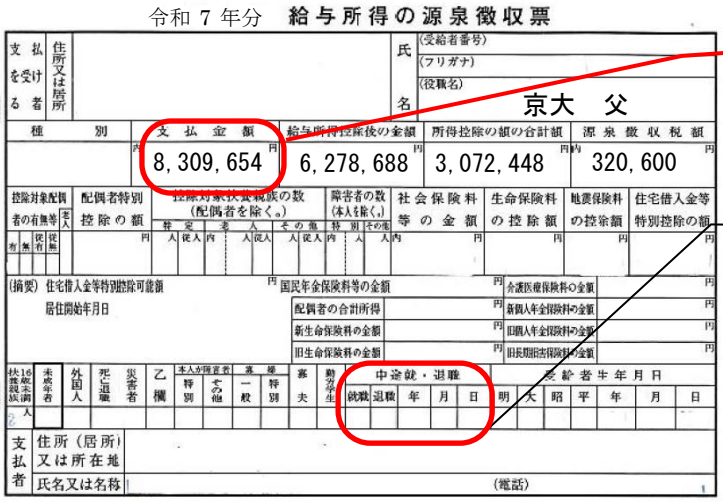
【特記事項】

※2025/01/02 以降、転職や収入が大きく変わった場合は、給与支給（予定）証明書（様式２）を提出してください。パート・アルバイト等で賞与がない場合は、直近３ヶ月分の給与明細のコピーで様式２の代わりとすることができますが、原則、様式２を提出してください。

※収入が少ない又は無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていない場合、総所得金額や年税額等が空白の課税（所得）証明書が発行されます。本申請には、総所得金額や年税額等が印字された証明書が必要ですので、市民税・県民税の申告をして「市民税・県民税申告書」（受付印があるもの）と「課税（所得）証明書」（両方ともコピー）を提出してください。（収入や所得がある場合は、計上のこと）

※必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。

【中途就・退職記載のある源泉徴収票】



父の「給与」欄に「８３０」と記入

「中途就・退職欄」に月日が記載されている場合
→源泉徴収票ではなく、申込日現在の状況の証明書類が必要です。

【確定申告書】



確定申告書に「受付日時」「受付番号」の記載があれば可。

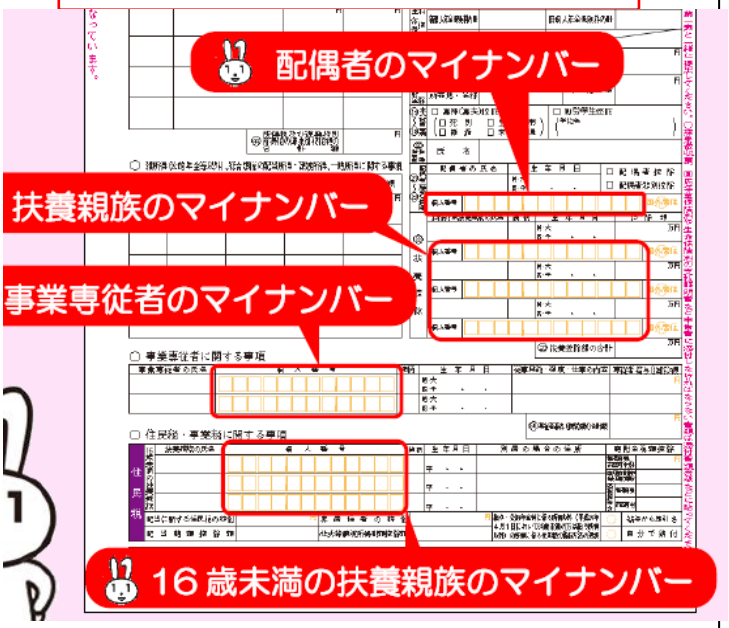
下記「※受付印について」をご確認ください。

・e-Tax 利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウトし提出してください。
・リーフレットを提出する。

母の「給与」欄に「１７５」と記入

母の「給与以外」欄に「１４８」と記入
※マイナスの場合は「０（ゼロ）」（相殺しない）

個人番号はすべて番号を隠してコピーすること！！



※受付印について
　令和７年１月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつが行われませんので、収受日付印の代わりとなるものについて提出が必要となります。
①　e-Tax による申告（電子申告）をした方
→確定申告書に受信日時等が印字されたもの、又は e-Tax で申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知（メッセージボックスに格納されます）を提出してください。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができる。
②　税務署の窓口・郵送で申告した方
→窓口で交付される「リーフレット」（申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したもの）のコピーを提出してください。

【上記のいずれも用意できない方】
下記参照の上、PDF ファイルを取得し、コピーを提出してください。（マイナンバーカードが必要）
https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/yokuaru_shutoku-service/02.htm
PDF ファイルの取得までに日数がかかりますので、余裕をもって準備してください。

【（家族の中に障害がある人がいる場合のみ）該当者の身体障害者手帳等の写し※】

※手帳等は、手帳の種類、氏名、生年月日、が分かる部分のコピーを提出してください（顔写真・本籍等の部分を覆ってコピーしたものでも可）。

※有効期限や更新日の記載があるものは、その部分も分かるようにコピーしてください。

障害のある人	証明書類（**提出はコピー**）
身体障害のある人又はこれに準ずる人	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、身体障害者手帳交付申請書等のいずれか
常に就床を要し複雑な介護を要する人 （要介護２以上）	介護保険要介護認定等決定通知書、又は介護保険被保険者証（いずれも要介護状態区分が記載されていること。） ※申請中の場合は、診断書（6ヶ月以上継続し、複雑な介護を要することが記載されているもの）
精神上の障害のある人 又はこれに準ずる人	診断書、又は各種手帳等※有効期限も確認します。
知的障害のある人と判定される人	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定書、療育手帳
公害疾病の認定を受け当該疾病による身体上の障害のある人	法律による該当者の証明、又は診断書（直近6ヶ月以内発行のもの）
原爆被爆により身体機能に障害のある人	被爆者手帳、又は診断書（直近6ヶ月以内発行のもの） ※いずれも障害の程度が記載されていること。

受付番号	

提出書類チェックシート

【注意事項】

窓口で提出の際、封筒・クリアファイル等に入れずに以下ご確認の上、必要書類一式を提出してください。

□提出書類は全てA4用紙である

□コピー・原本が指定のとおりである

□ホッチキス止め・クリップ等は使用していない

学生番号	氏名	電話番号

必要書類	対象者	注意事項	学生 チェック欄	大学 記入欄
①CFプロジェクト奨学金申込書	**全員**	**※両面（長辺とじ）印刷したもの（必ず署名）**		
②家計支持者（父母）の収入に関する証明書（コピー）	**全員**	令和7年分（源泉徴収票、確定申告書等） 募集要項【別紙】申込書類における証明書についてを必ず読むこと	父 母	父 母
③家計支持者（父母）の課税（所得）証明書または、非課税証明書（コピー）	**全員**	令和8年度(令和7年分)所得と課税(非課税)が記載されていること **※無職でも必要** **※『給与所得に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定の変更通知書』は不可**	父 母	父 母
④振込口座の通帳（コピー）	**全員**	申請者本人の振込先の口座情報が記載されている部分 **※Web通帳の場合は、キャッシュカードの写しではなく、Webの口座情報の画面を印刷（スクリーンショットでも可）して提出してください。** 例：三井住友銀行の場合、WebブラウザからSMBCダイレクトにログインし「口座番号連絡書」を印刷する。		
⑤身体障害者手帳等（コピー）	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合		
⑥被災（り災）証明書（コピー）	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合		
⑦最短修業年限超過者等に係る事理由書（原本）	該当者	留学や病気等本人の責めに帰さない事由により、最短修業年限を超過(原級留置となった者を含む)している場合 病気を理由とする場合は、医師による診断書が必要		
〔様式１〕無職・無収入に係る申立書（原本）	該当者	様式1～3はコピー不可		
〔様式２〕給与支給（予定）証明書（原本）	該当者			
〔様式３〕収支内訳（見込）申告書（原本）と帳簿など計算の根拠となる書類（コピー）	該当者			

↓以下大学使用欄↓

必要書類	不備内容	連絡日		備考
①CFプロジェクト奨学金申込書		／	mail ・tel 担当	
②収入証明書		／	mail ・tel 担当	
③課税（所得）証明書（コピー）		／	mail ・tel 担当	
④振込口座の通帳（コピー）		／	mail ・tel 担当	
⑤身体障害者手帳等（コピー）		／	mail ・tel 担当	
		／	mail ・tel 担当	

□60歳 定年 再雇用、高年齢雇用続給付金年金 年金	□65歳 定年 国民基礎年金	□源泉2社以上継続

受領日	受領者

1回目	
／	
不	C　P

2回目	
／	
不	C　P

3回目	
／	
不	C　P

P	PW
／	／

学生番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

無職・無収入にかかる申立書

1．私は＿＿＿＿年＿＿＿＿月より無職・無収入であることを申し立てます。

（注意）**家計支持者（原則父母）**が無職・無収入である場合の申立書ですので、申請者、両親等の扶養下にある兄弟姉妹等は提出の必要はありません。

申立人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（申請学生との続柄：　　）

（自署・押印。スタンプ印不可）

2．以下の項目について、全て「無し」にチェックした方のみ、この様式 1 を提出してください。

収　入	有　無 （12 月 1 日現在）	「有り」にチェックした方
①雇用保険	□有り　□無し	雇用保険（失業給付金）を受給中の場合は、「雇用保険受給資格者証(第 1 面～第 4 面まで)（写)」を提出してください。
②親戚・知人等からの援助	□有り　□無し	援助額（年額）についての親戚・知人等の申立書（様式自由）を提出してください。
③年金 （老齢・共済・遺族・障害・企業・個人年金等）	□有り　□無し	最新の年金振込通知書のコピー　又は　年金額改定通知書のコピー（いずれも受給者名・金額が記載されていること）を提出してください。源泉徴収票不可。
④生活保護	□有り　□無し	保護決定（変更）通知書のコピー　又は　生活保護受給証明書のコピー（いずれも扶助料額が記載されていること）を提出してください。
⑤その他収入	□有り　□無し	募集要項【別紙】で、どの収入に該当するかや提出書類を確認してください。

3.　事情

（①無職である事情、②現在の生活状況（現在の生活費の出所）、③前職からの経緯（前職業・退職年月日等）等詳しく書いてください。）

＿＿

＿＿

＿＿

＿＿

＿＿

学生番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

給与支給（予定）証明書

【給与支給責任者の方へ、記入上のお願い】

・記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません。

・以下①～⑥を記入してください。必ず雇用先の方が記入してください。

・示している期間を通常に勤務した場合に、支払が見込まれる金額をご記入ください。
また、期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、備考欄に在職期間も併せてご記入ください。

①就業者氏名

②就職年月日　（再雇用・雇用契約変更等の場合はその年月日を記入してください）

年　　月　　日

③職　種（□にチェック）

□ 正社員　　□ パート　　□ アルバイト　　□ その他（　　）

④基準日（2026年12月1日）より一年間の支払額合計（予定）

※賞与がある場合は、支払額年間合計に賞与を含めてください。〔平均月額×〇ヶ月+賞与＝支払額年間合計〕

※支払額年間合計には、**通勤手当を含めない**でください。

※年度ごとに更新がある場合（講師等）は、その年度での年収を計上し、契約期間を備考欄に記入してください。

支払額年間合計（予定）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（参考）

平均月額	×	労働月数	＋	賞与	＝	支払額年間合計(予定)

一致すること

12ヶ月未満の場合は⑤備考に理由を記入してください

⑤備考　※期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、下記に在職期間をご記入ください。

⑥上記のとおり証明します。

令和　　年　　月　　日　　（給与支給責任者）

所　在　地

事　業　所　名

氏　　名　　㊞

問い合わせ先電話番号

収支内訳（見込）申告書

記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません

（昨年１月２日以降に開業・起業等した場合）

就業者氏名	開業等年月日
	年　月　日

開業から現在までの労働期間（実績）

＿＿年＿＿月　～　＿2026＿年＿11月まで　**労働月数**（　　）ヶ月

上記期間における収支の内訳

収入金額	収入（売上）金額	①	千円
	家事消費	②	千円
	その他の収入	③	千円
	計　（①＋②＋③）	④	千円
売上原価		⑤	千円
差し引き金額（④－⑤）		⑥	千円
経　費	通信費	ア	千円
	交通費	イ	千円
	水道光熱費	ウ	千円
	減価償却費	エ	千円
	地代家賃	オ	千円
	給料賃金	カ	千円
	その他 （　　）	キ	千円
	計（ア～キの合計）	⑦	千円

所得金額（⑥－⑦）	千円

上記のとおり申告します。

年　　月　　日　　（証明者）

所　在　地

事　業　所　名

氏　　名　　㊞

---------- 以下、奨学金申請者記入欄 ----------

上記の証明をもとに以下の計算式から**年間所得金額**を推算してください。

（ **上記で算出した「所得金額」**　÷　**労働月数** ）×　１２　＝　＿＿＿＿＿＿＿＿千円

学生番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

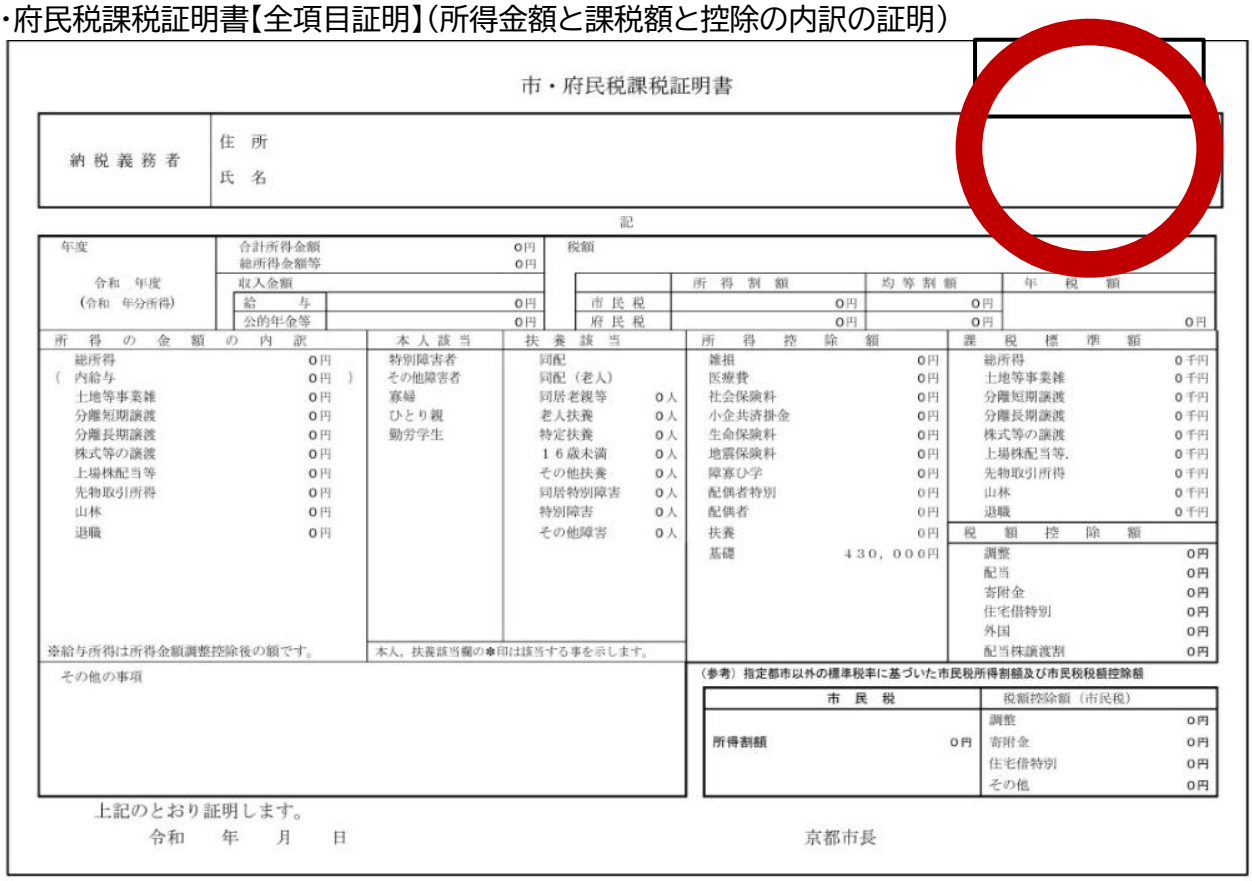
課税（所得）証明書・年金通知書の証明書類（例）

★課税（所得）証明書

・令和8年度（内容は令和7年分）の証明書を提出してください。

・所得の内訳、課税額、控除が掲載されている証明書を提出してください。（省略不可）

☆市･府民税課税証明書【全項目証明】(所得金額と課税額と控除の内訳の証明)



市・府民税課税証明書

納税義務者　住所　氏名

記

年度：令和　年度（令和　年分所得）

合計所得金額 0円　総所得金額等 0円

収入金額：給与 0円　公的年金等 0円

税額：市民税 所得割額 0円 均等割額 0円　府民税 所得割額 0円 均等割額 0円　年税額 0円

所得の金額の内訳：総所得 0円　（内給与 0円）　土地等事業雑 0円　分離短期譲渡 0円　分離長期譲渡 0円　株式等の譲渡 0円　上場株配当等 0円　先物取引所得 0円　山林 0円　退職 0円

本人該当：特別障害者　その他障害者　寡婦　ひとり親　勤労学生

扶養該当：同配　同配（老人）　同居老親等 0人　老人扶養 0人　特定扶養 0人　16歳未満 0人　その他扶養 0人　同居特別障害 0人　特別障害 0人　その他障害 0人

所得控除額：雑損 0円　医療費 0円　社会保険料 0円　小企共済掛金 0円　生命保険料 0円　地震保険料 0円　障寡ひ学 0円　配偶者特別 0円　配偶者 0円　扶養 0円　基礎 430,000円

課税標準額：総所得 0千円　土地等事業雑 0千円　分離短期譲渡 0千円　分離長期譲渡 0千円　株式等の譲渡 0千円　上場株配当等 0千円　先物取引所得 0千円　山林 0千円　退職 0千円

税額控除額：調整 0円　配当 0円　寄附金 0円　住宅借特別 0円　外国 0円　配当株譲渡割 0円

※給与所得は所得金額調整控除後の額です。

本人、扶養該当欄の●印は該当する事を示します。

その他の事項

（参考）指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額及び市民税税額控除額

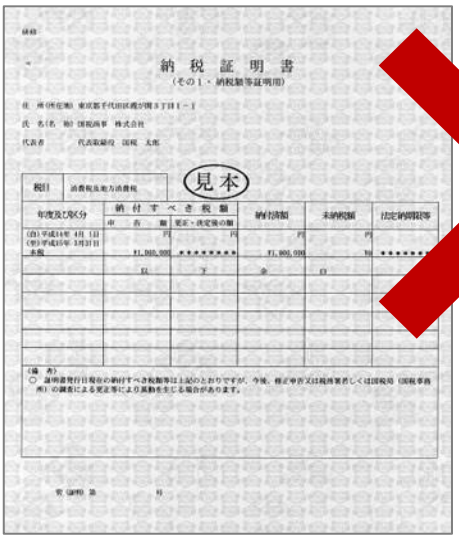
市民税		税額控除額（市民税）	
所得割額	0円	調整	0円
		寄附金	0円
		住宅借特別	0円
		その他	0円

上記のとおり証明します。

令和　年　月　日　京都市長

☆納税証明書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

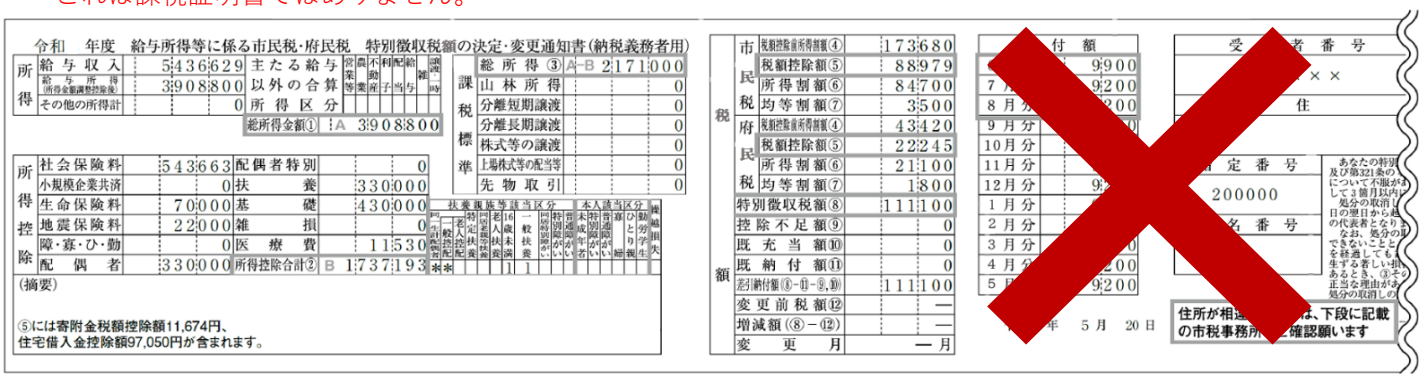


納税証明書（その1・納税額等証明用）

見本

☆給与所得に係る市民税･府民税　特別徴収税額の決定通知書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。



令和　年度　給与所得等に係る市民税・府民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得：給与収入 5436629　給与所得（所得金額調整控除後）3908800　その他の所得計 0

主たる給与以外の合算：営業等 農業 不動産 利子 配当 給与 雑 譲渡一時

所得税標準：総所得金額① A 3908800　総所得③ A-B 2171000　山林所得 0　分離短期譲渡 0　分離長期譲渡 0　株式等の譲渡 0　上場株式等の配当等 0　先物取引 0

所得控除：社会保険料 543663　小規模企業共済 0　生命保険料 70000　地震保険料 22000　障・寡・ひ・勤 0　配偶者 330000　配偶者特別 0　扶養 330000　基礎 430000　雑損 0　医療費 11530　所得控除合計② B 1737193

扶養親族等区分：一般扶養 16歳未満 1　一般老人扶養 1　同居老人扶養等 同居特別障害者 特定扶養 一般控配 老人控配

本人該当区分：障害者 特別障害者 寡婦 ひとり親 勤労学生 未成年者 国外居住親族がいる 障害者

（摘要）

⑤には寄附金税額控除額11,674円、住宅借入金控除額97,050円が含まれます。

税額：市民税 税額控除後所得割額④ 173680　税額控除額⑤ 88979　所得割額⑥ 84700　均等割額⑦ 3500

府民税 税額控除後所得割額④ 43420　税額控除額⑤ 22245　所得割額⑥ 21100　均等割額⑦ 1800

特別徴収税額⑧ 111100　控除不足額⑨ 0　既充当額⑩ 0　既納付額⑪ 0　差引納付額⑧-⑪-⑨-⑩ 111100　変更前税額⑫ —　増減額（⑧-⑫） —　変更月 —月

付額：9900　9200　200　200　9200

受給者番号　×××　住

特定番号　200000

個人番号

あなたの特別徴収税額の決定・変更については、地方税法及び第321条の4の規定により不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に処分の取消しの審査請求をすることができます。なお、処分の取消しの訴えを提起しようとするときは、あらかじめ審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても審査請求に対する決定がない場合や、決定の結果に不服がある場合は、この処分の取消しの訴えを提起することができます。正当な理由があるときは、③その処分の取消しの

5月　20日

住所が相違している場合は、下段に記載の市税事務所へ確認願います

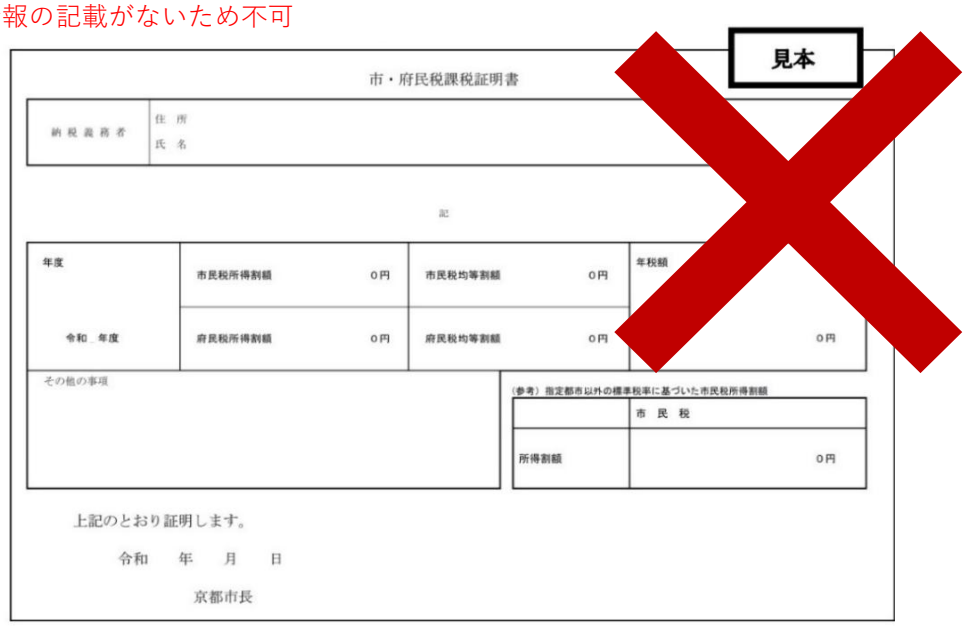
☆市・府民税所得証明書（所得金額の証明）（提出不可）

課税情報の記載がないため不可



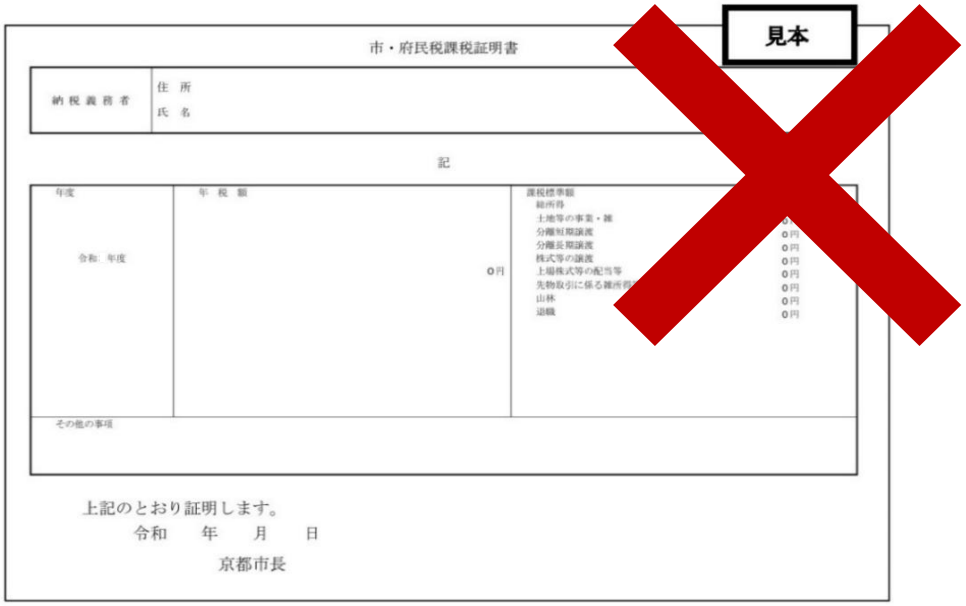
☆市・府民税課税証明書【課税額証明】（課税額の証明）（提出不可）

収入情報の記載がないため不可



☆市・府民税課税証明書【課標証明】（課税額と課税標準額の証明）（提出不可）

収入情報の記載がないため不可

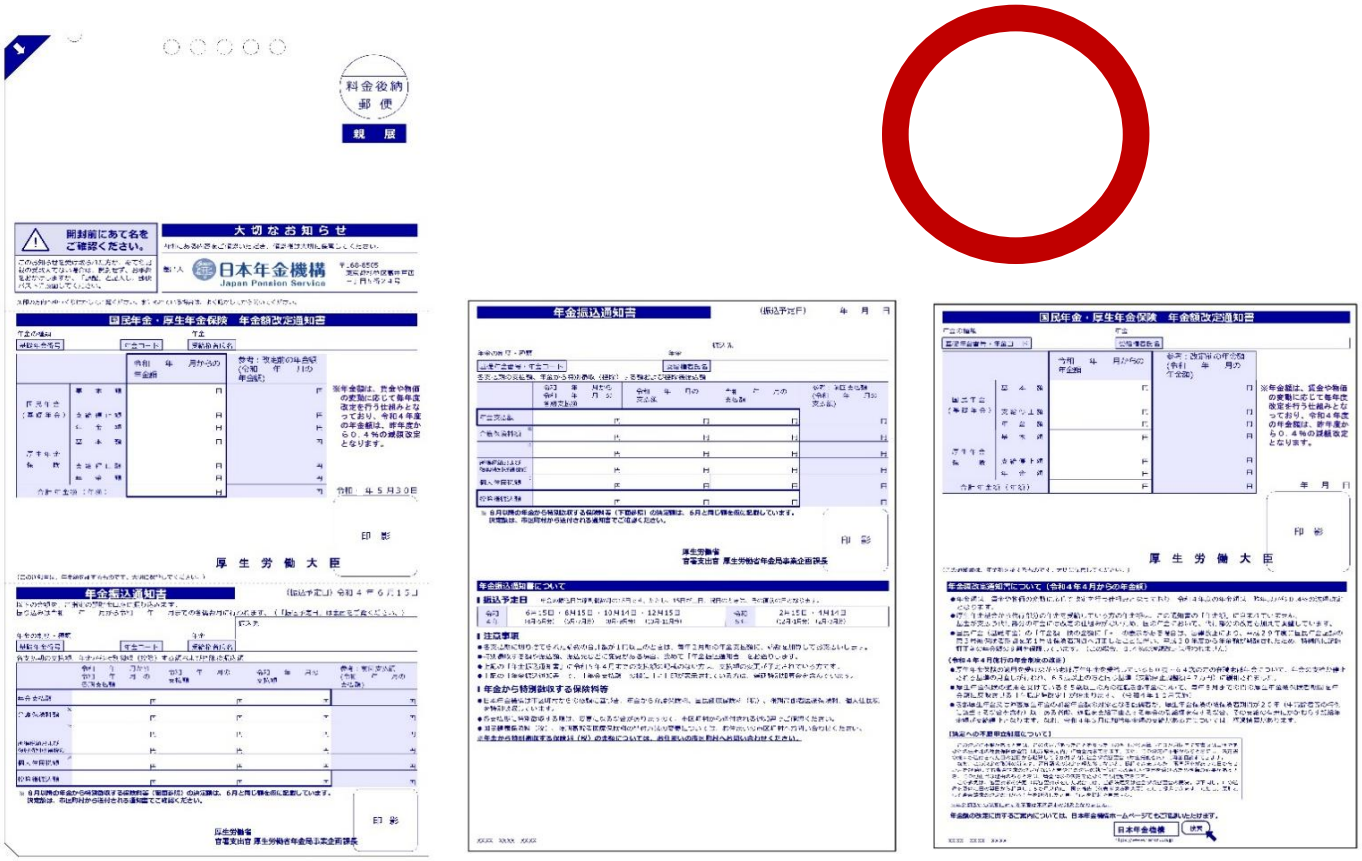


★年金の証明書類について

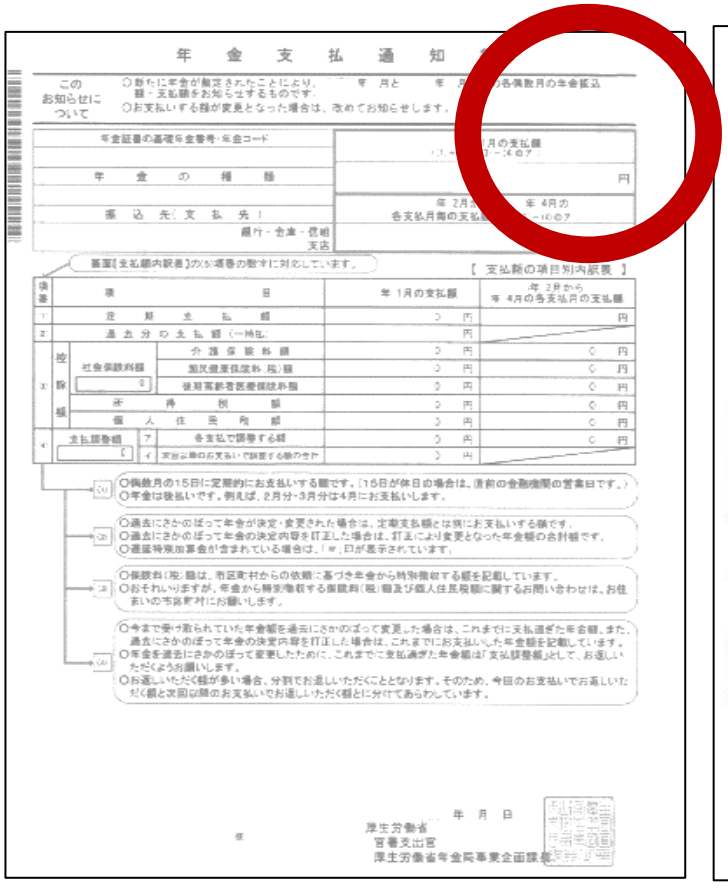
・最新（令和8年6月1日以降発行分）の証明書を提出してください。

・共済・遺族・障害・企業・個人年金等も書類の提出が必要です。

☆年金振込通知書･改定通知書



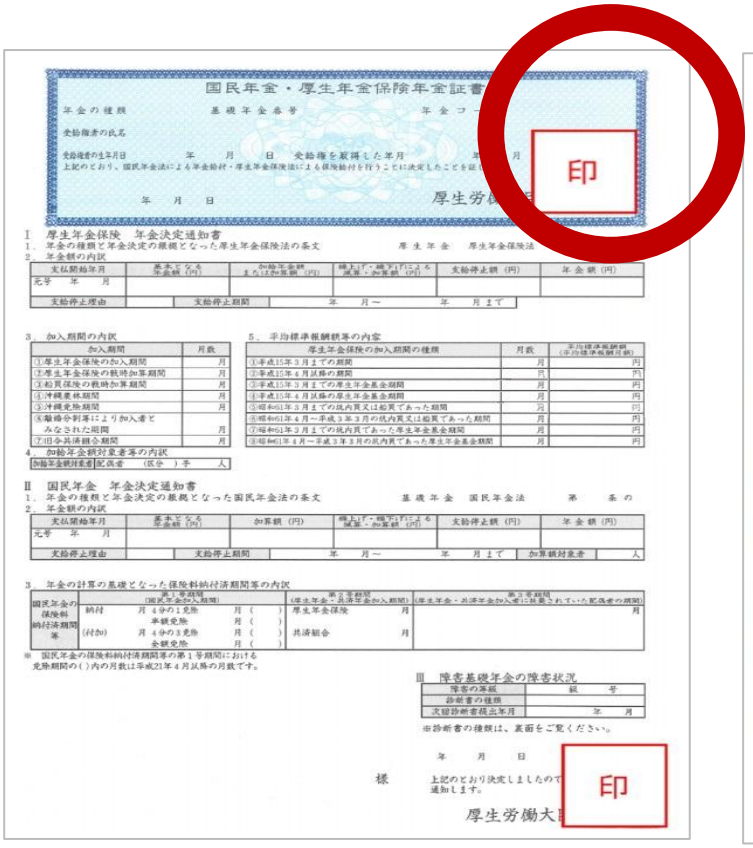
☆年金支払通知書



☆年金額改定通知書･年金支払通知書



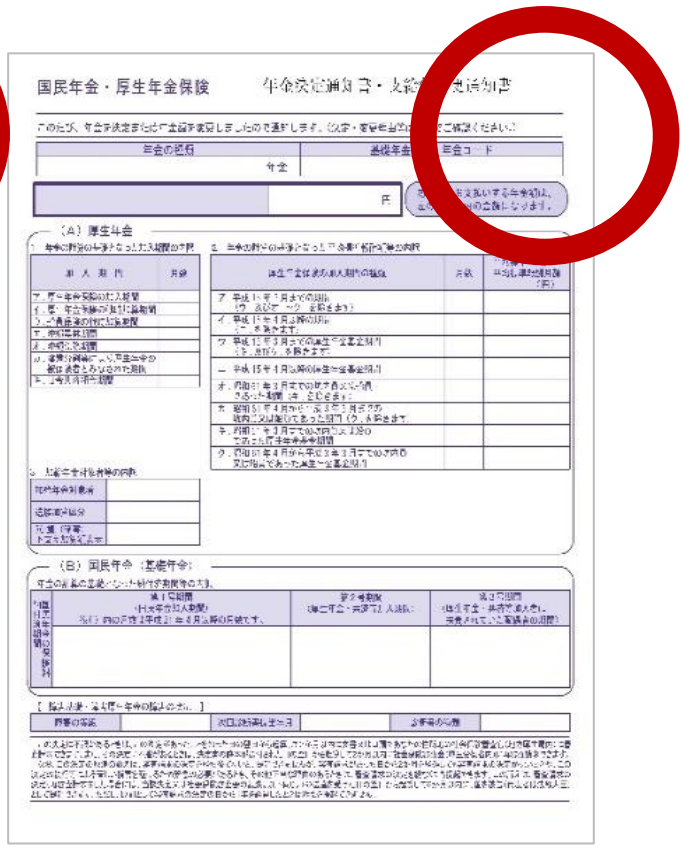
☆年金証書（令和8年6月以降発行分）


国民年金・厚生年金保険年金証書

印

厚生労働大臣

☆年金決定通知書・支給額変更通知書


国民年金・厚生年金保険　年金決定通知書

☆公的年金の源泉徴収票（提出不可）

年度途中での支給開始や停止、金額の変更があってもわからないため

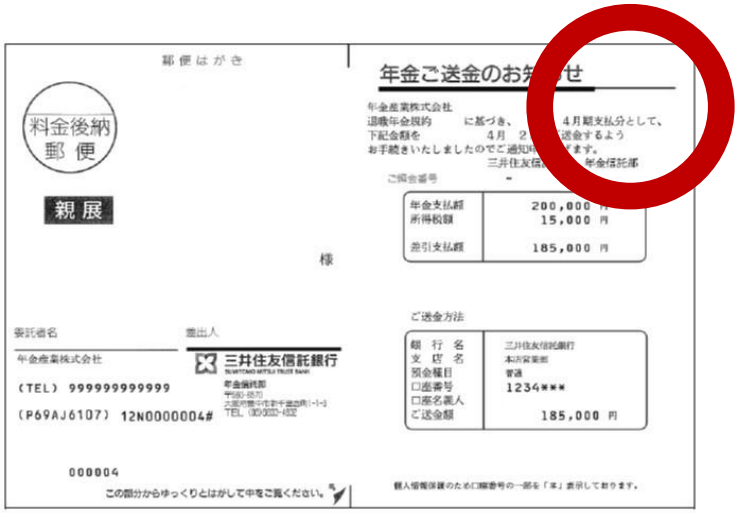

令和　年分　公的年金等の源泉徴収票

支払者　法人番号　6000012070001
東京都千代田区霞が関１丁目２番２号
官署支出官　厚生労働省年金局　事業企画課長

印 10mm

☆年金ご送金のお知らせ

年間振込回数がわかる書類も添付すること


郵便はがき

料金後納郵便

親展

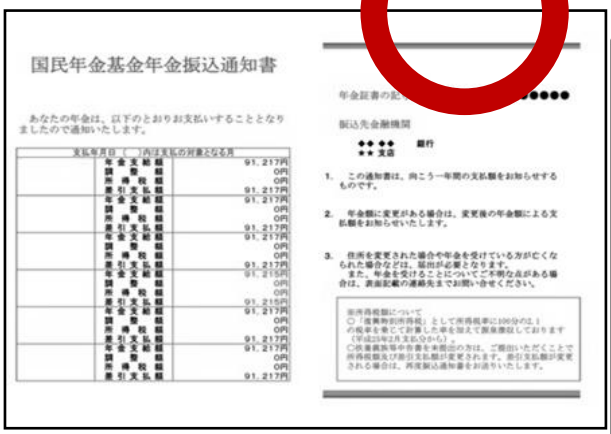
様

年金ご送金のお知らせ

三井住友信託銀行

ご送金方法

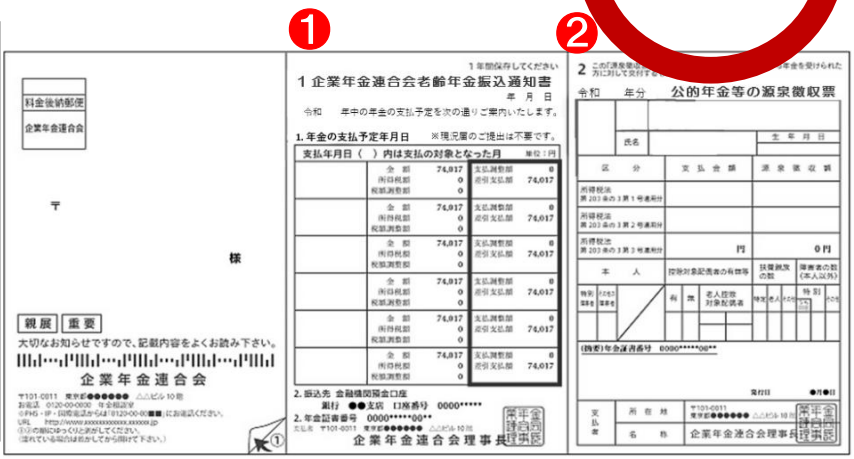
☆国民年金基金年金振込通知書



国民年金基金年金振込通知書

☆企業年金連合会老齢年金振込通知書

❶の振込通知書部分が必要。



❶

1 企業年金連合会老齢年金振込通知書

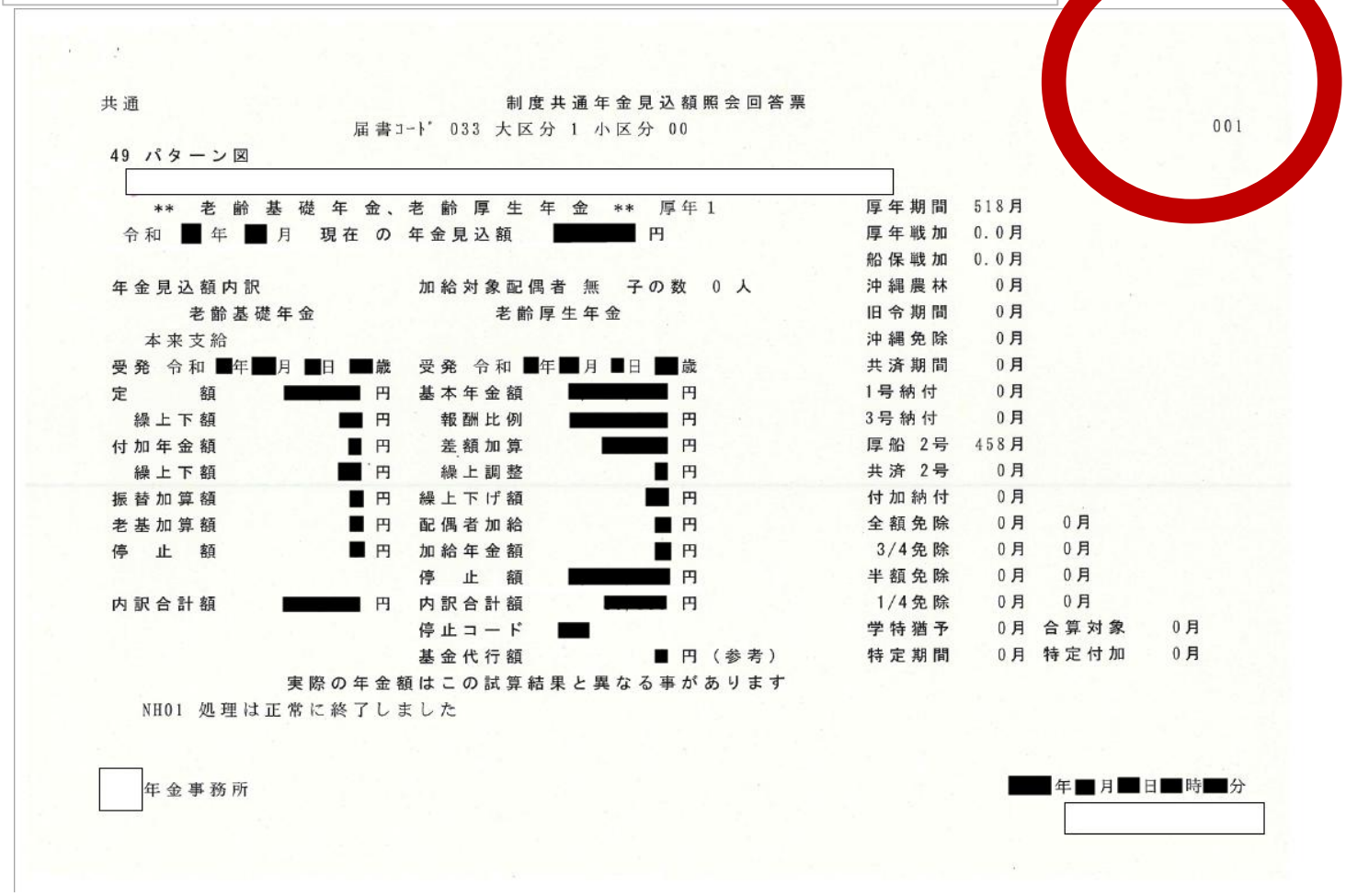
企業年金連合会

❷

公的年金等の源泉徴収票

☆年金見込額照会回答票

・2026年12月1日より1年間で年金を受給開始予定の方、退職・ご年齢等によって年金額の変更予定のある方は「年金見込額照会回答票」を提出してください。



共通　　制度共通年金見込額照会回答票

届書ｺｰﾄﾞ 033 大区分 1 小区分 00　　001

49 パターン図

** 老齢基礎年金、老齢厚生年金 ** 厚年1

令和 ■年■月 現在の年金見込額 ■■■■ 円

年金見込額内訳　　加給対象配偶者 無　子の数 0 人

老齢基礎年金 本来支給		老齢厚生年金	
受発 令和 ■年■月■日■歳		受発 令和 ■年■月■日■歳	
定額	■■■■ 円	基本年金額	■■■■ 円
繰上下額	■■ 円	報酬比例	■■■■ 円
付加年金額	■ 円	差額加算	■■■ 円
繰上下額	■■ 円	繰上調整	■ 円
振替加算額	■ 円	繰上下げ額	■■ 円
老基加算額	■ 円	配偶者加給	■ 円
停止額	■ 円	加給年金額	■ 円
		停止額	■■■■ 円
内訳合計額	■■■■ 円	内訳合計額	■■■ 円
		停止コード	■■
		基金代行額	■ 円（参考）

厚年期間	518月		
厚年戦加	0.0月		
船保戦加	0.0月		
沖縄農林	0月		
旧令期間	0月		
沖縄免除	0月		
共済期間	0月		
1号納付	0月		
3号納付	0月		
厚船 2号	458月		
共済 2号	0月		
付加納付	0月		
全額免除	0月	0月	
3/4免除	0月	0月	
半額免除	0月	0月	
1/4免除	0月	0月	
学特猶予	0月	合算対象	0月
特定期間	0月	特定付加	0月

実際の年金額はこの試算結果と異なる事があります

NH01 処理は正常に終了しました

□年金事務所

■■年■月■日■時■分

☆ねんきん定期便(提出不可)

これまでの保険料納付額・年金加入期間が記載されている書類。年金受給額がわからないため不可。









京都大学CFプロジェクト奨学金　よくある質問と回答（Q&A）

質　問	回　答
CFプロジェクト奨学金は返済が必要ですか。	返済不要の給付型奨学金です。
独立生計について	原則、父母等の収入で申請してください。ただし、父母等の年収より本人及び配偶者の年収が上回る場合は、別途、奨学掛までご相談ください。
早期卒業について	申請可能です。ただし、卒業できない結果となった場合は速やかに申し出てください。その場合は採用内定者であっても対象外となります。
留学中ですが申請できますか。	留学中でも申請は可能です。ただし、留学状況（在籍状況や期間）について奨学掛までお知らせください。場合によっては、申請できないこともあるのでご了承願います。
リサーチフェロー（RF）ですが、CFプロジェクト奨学金も申請していいですか。	申請可能です。
法科大学院学生へ既修者として２年次に入学しましたが、専門職学位課程１年次在籍者として申請してよいですか。	申請可能です。採用になった場合は、2年次および3年次の支給となります。
成績基準を教えてください。	「募集要項」の学業基準をご確認ください。
標準修得単位数について教えてください。	標準修得単位数とは、卒業必要単位数を最短修業年限で修得できることが可能と予想される現学年時点の単位数とご理解ください。
Web登録の入力を間違えました。 修正方法を教えてください。	Web登録を確定すると、ご自身ではシステム上での変更はできません。印刷した申込書の訂正箇所に直接赤で2重線を引き、署名か捺印のうえ、正しい情報を赤でご記入ください。
書類提出は郵送でも可能ですか。	可能です。書類提出期間中必着です。個別の受取連絡はしておりませんので、簡易書留などをご利用ください。
書類提出期間中に書類の用意が間に合いません。	原則、提出期間中に不備なく書類を提出してください。ただし、期日に間に合わない書類がある場合は、一度奨学掛へご相談ください。
専業主婦でも課税証明書は必要ですか。	必要です。
課税証明書を提出したら源泉徴収票や確定申告書などは不要ですか。	審査項目が異なりますのでどちらも提出が必要です。
年収は、どの金額を入力すれば良いですか。	課税証明書ではなく、源泉徴収票や給与明細、振込通知書、確定申告等をもとに給与、年金は支払金額（控除前）、営業は所得金額（経費等を引いた後）を入力してください。
最近、家計支持者が退職しました。	予約採用は申請年度の12月から1年間、在学採用は申請年度の5月から1年間の収入見込みを審査します。予約採用12/1、在学採用5/1より前に退職される分の証明書は不要です。失業手当、年金等を受給される場合は証明書類を、無収入となる場合は「無職・無収入にかかる申立書」を提出してください。

京都大学CFプロジェクト奨学金　よくある質問と回答（Q&A）

1/1日時点で海外に住民票があったため、課税証明書などが発行されません。	「海外にいたことがわかる書類（氏名・滞在場所・海外滞在期間等が記載）のコピー」と「事情書（様式自由・該当者名/海外にいたため提出できない書類名を明記）」をご提出ください。
通帳のコピーの提出が必要ですが、通帳がありません。	Web通帳の場合は、キャッシュカードの写しではなく、Webの口座情報の画面を印刷（スクリーンショットでも可）して提出してください。
採用でも不採用でも結果通知はありますか。	結果を問わず、メール（KUMOIアドレス宛）にて通知を行います。
予約採用で申請して不採用だった場合、在学採用でも申請できますか？	申請可能です。
休学（休止）した場合、休止期間分は支援が延長されますか。	支援期間内において復学しなかったときは受給資格を失います。また、休学（休止）によって支援が延長されることはありません。
支援休止とならない留学とはどのようなものですか。	国費留学・国、地方公共団体からの助成による留学・私費留学・語学研修・総長がこれらの事由と同等以上の事由があると特に認めた場合は支援休止となりません。
休学時（休止中）の適格認定（学業）について、どの段階で審査されますか。	学業基準については休学期間を考慮し個別に判断します。
留学時の適格認定（学業）について、どのように審査されますか。	学業基準については留学後、単位互換申請にて本学の単位と認められた単位及び留学時の学修状況も考慮し個別に判断します。

＊＊問い合わせ先＊＊
学務部　学生支援課奨学掛
Mail:840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp